

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二を次のように改める。

第二十一条の二 削除

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公設秘書の兼職を禁止する制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。